



ORGANISATION FOR ECONOMIC
CO-OPERATION AND DEVELOPMENT

OECD諸国における規制影響分析(RIA)

規制の事前評価に関する講演会
2007年11月9日
東京

ジョセフ・コンヴィッツ
OECD 公的ガバナンス・地域開発局規制改革課長

(仮 訳)

PART I

規制改革

規制改革とは何か？

規制のパフォーマンス、費用対効果又は法令等及び関連する政府の諸手続の法制的な質を高めることにより、規制の質を向上させる変革である

構造改革の要素としての規制改革

- 構造改革は、規制により形作られる次のようなレジームの改革を必要とする
 - ・参入制限を維持しようとする独占的な既得権
 - ・国民に対する奉仕の精神を欠く、現状擁護の官僚主義
 - ・利害関係者に発言の機会がない; 規制の虜 (regulatory capture) ※

※情報の非対称性により、規制者たる政府が「虜」にされ、規制対象業界の利益のための規制になってしまうこと。

構造改革の要素としての規制改革：2

- 規制の質の向上にとって障害となる要素：
 - 政治的意志又は技術的専門知識の欠如
 - 時代遅れで無用の規制が大量に残っていること
 - 地域・地方レベルにおける対応力の低さ
 - 過去の規制が遵守されない場合が多い
 - 効果のない異議申し立て手続
 - 縦割り行政による規制の実態の無視

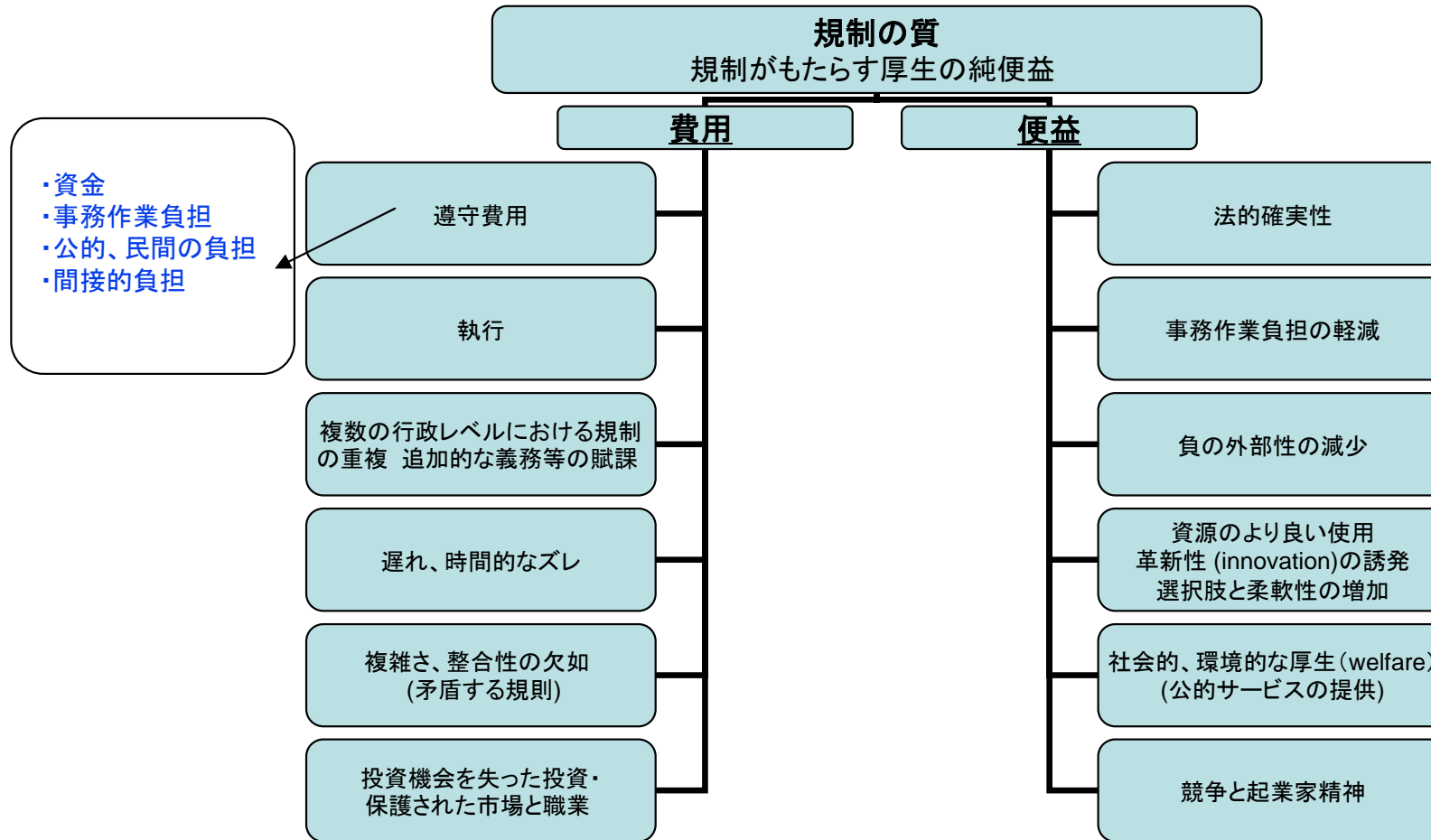
規制政策

- 定義：質の高い規制を追求していくための明確性、継続性、一貫性のある「全政府的な (whole-of-government)」政策
- 特定の規制に関するものではない
- 規制を起草、改訂、実施し、遵守させるプロセスに関するものである

なぜ規制改革が必要なのか？

- ・ 効率性と革新性 (innovation) の向上
- ・ 開かれた国際市場から最大限の便益を確保
- ・ 経済の柔軟性の向上
- ・ 新規雇用機会の創出
- ・ 消費者保護、環境保全の向上

責任のある規制



規制に関する総合的なアプローチに向けた可能性

進展

- めざましい進歩

- 規制政策は、今日、多くの政府の優先事項である
- 全領域で急速に革新 (innovation) が起きている
- 透明性など具体的な成果が生まれている
- 競争のより活発な市場が多数現れている

- しかし

- 質の高い規制を目指した《全政府的》なアプローチは未達成
- OECD諸国間でのばらつきのある進捗状況；進歩的な国とその他の国とのギャップは拡大傾向にある
- 規制改革は、継続した動的なプロセスというより、ある特定の問題に関する《一度限りの》努力であると認識されることが依然として多い。
危機感に直面していないため、現状に満足している。

PART II

RIAとは何か？ 諸国の実践状況

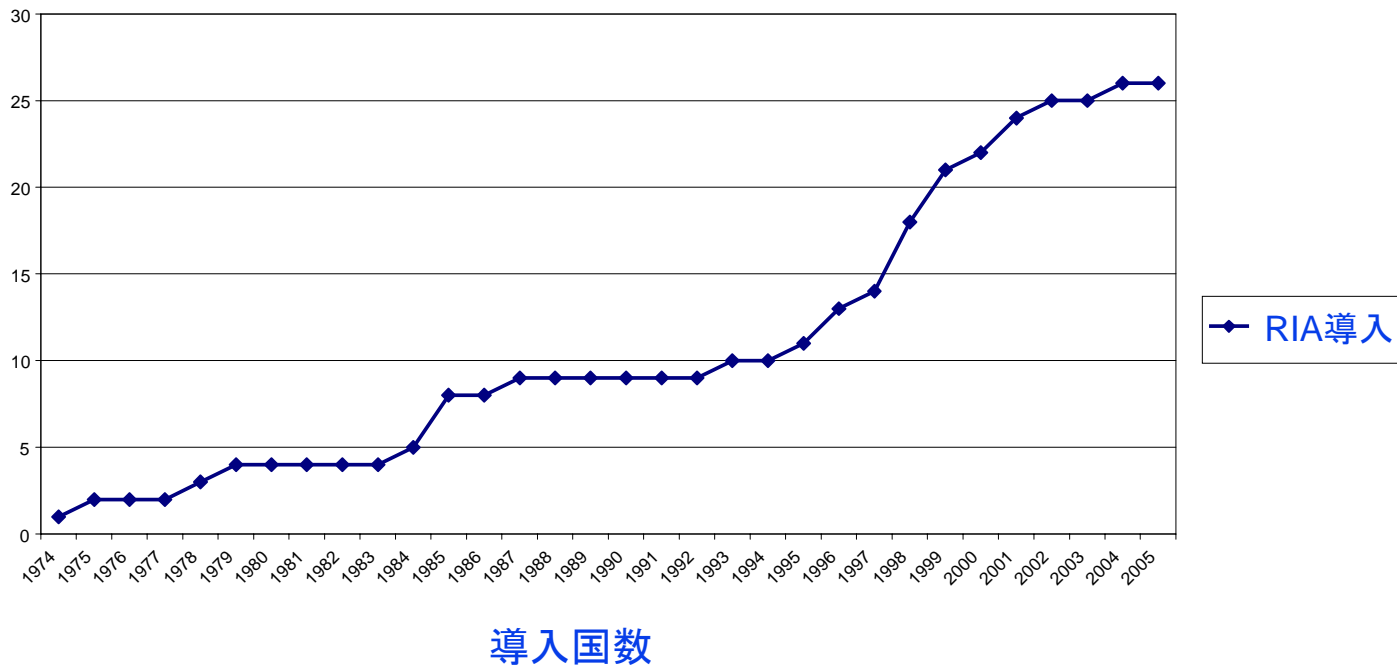
RIAとは何か？

- RIAとは意思決定をサポートする規制政策ツールである：
 - RIAは、以下の手法を用いて、意思決定に必要な、証拠に基づいた分析を提供する：
 - ...系統立った一貫性のある調査
 - ...規制政策から生じる潜在的な影響の評価
 - ...パブリックコンサルテーション

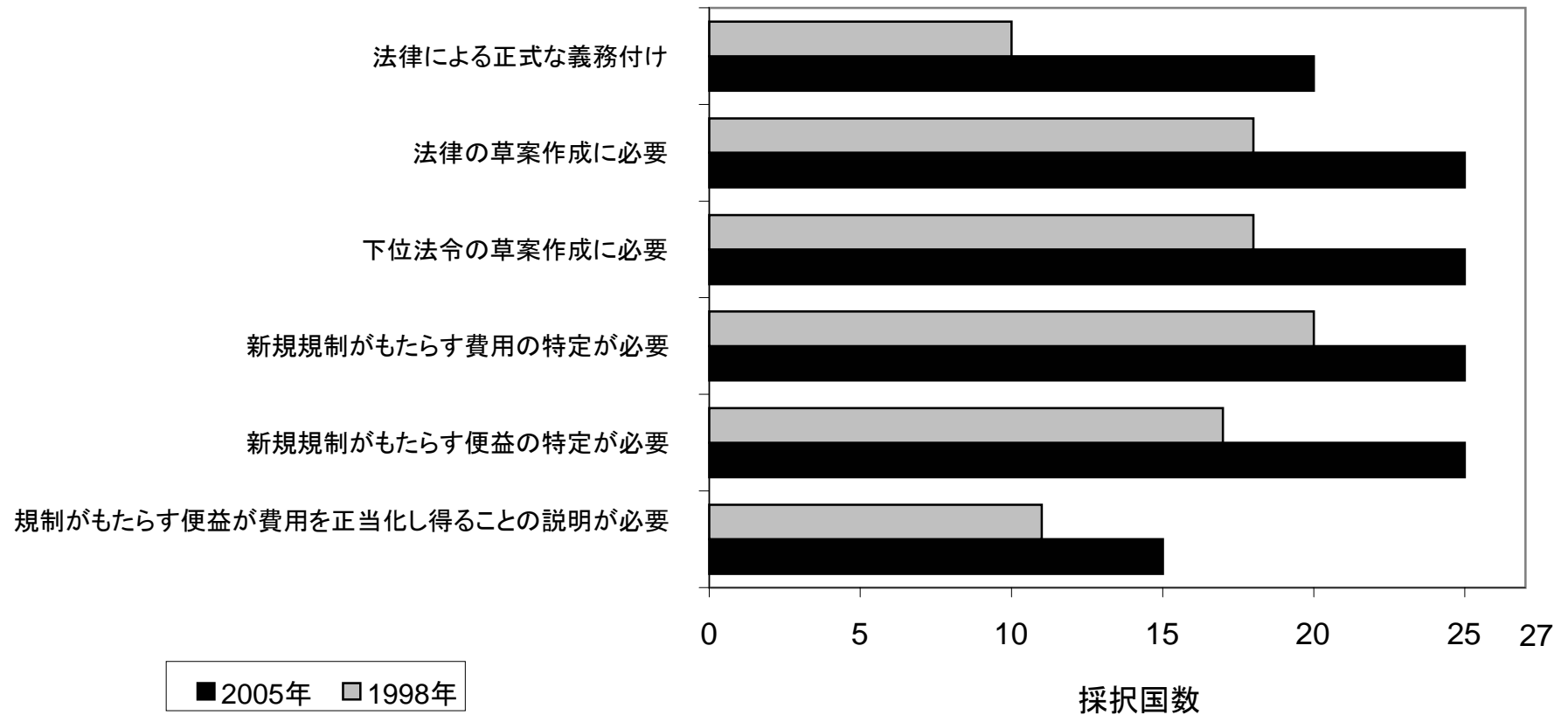
RIAの諸要素

- 対応の必要性が増大している問題を特定する
- 望ましい目標は何か？
- その目標を達成するために利用できる選択肢(options)は何か？ 代替手段の考慮
- 遵守の確保方法・実施方法の特定
- コンサルテーション
- 影響の評価（費用／便益）
- 推奨される選択肢
- 結果の伝達
- モニタリングと評価の仕組みの設計

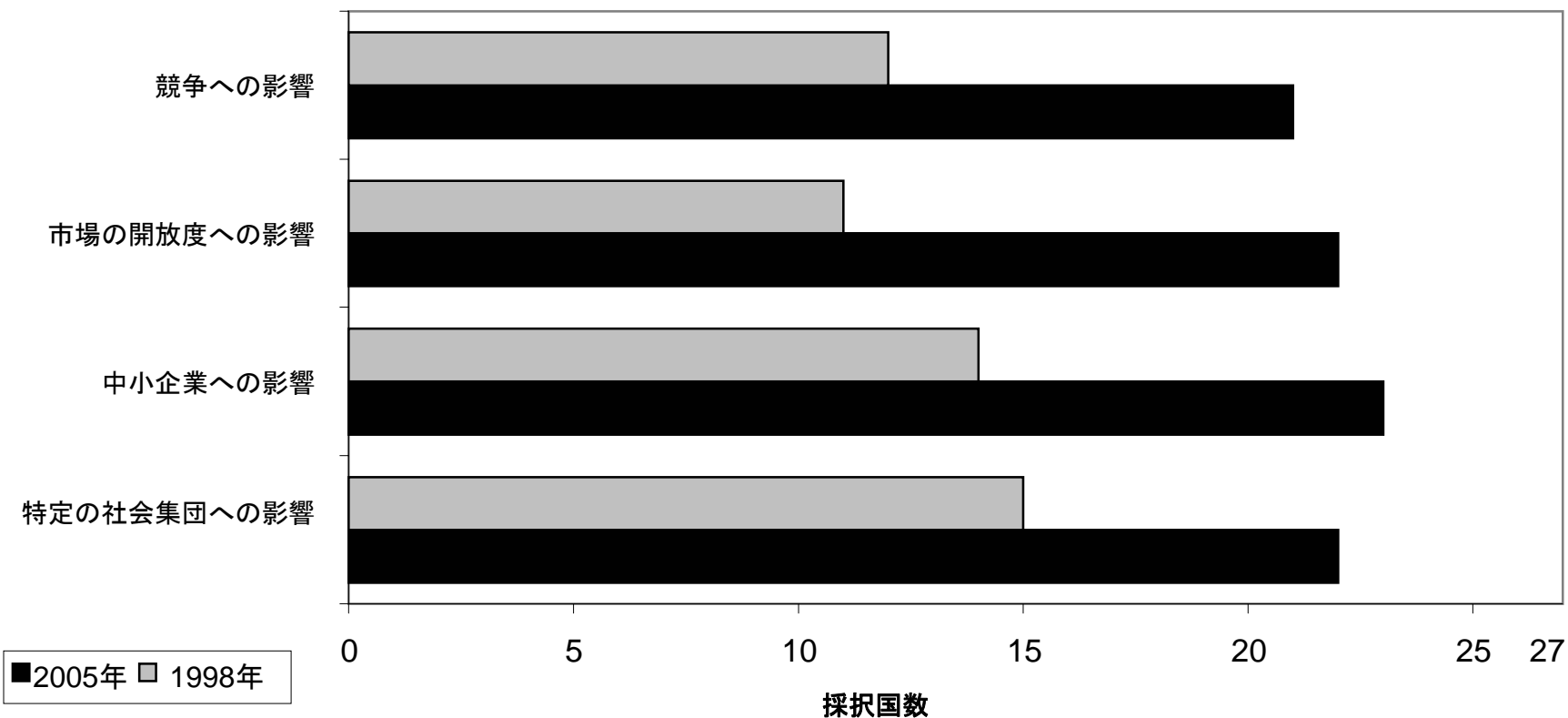
OECD諸国におけるRIAの導入動向



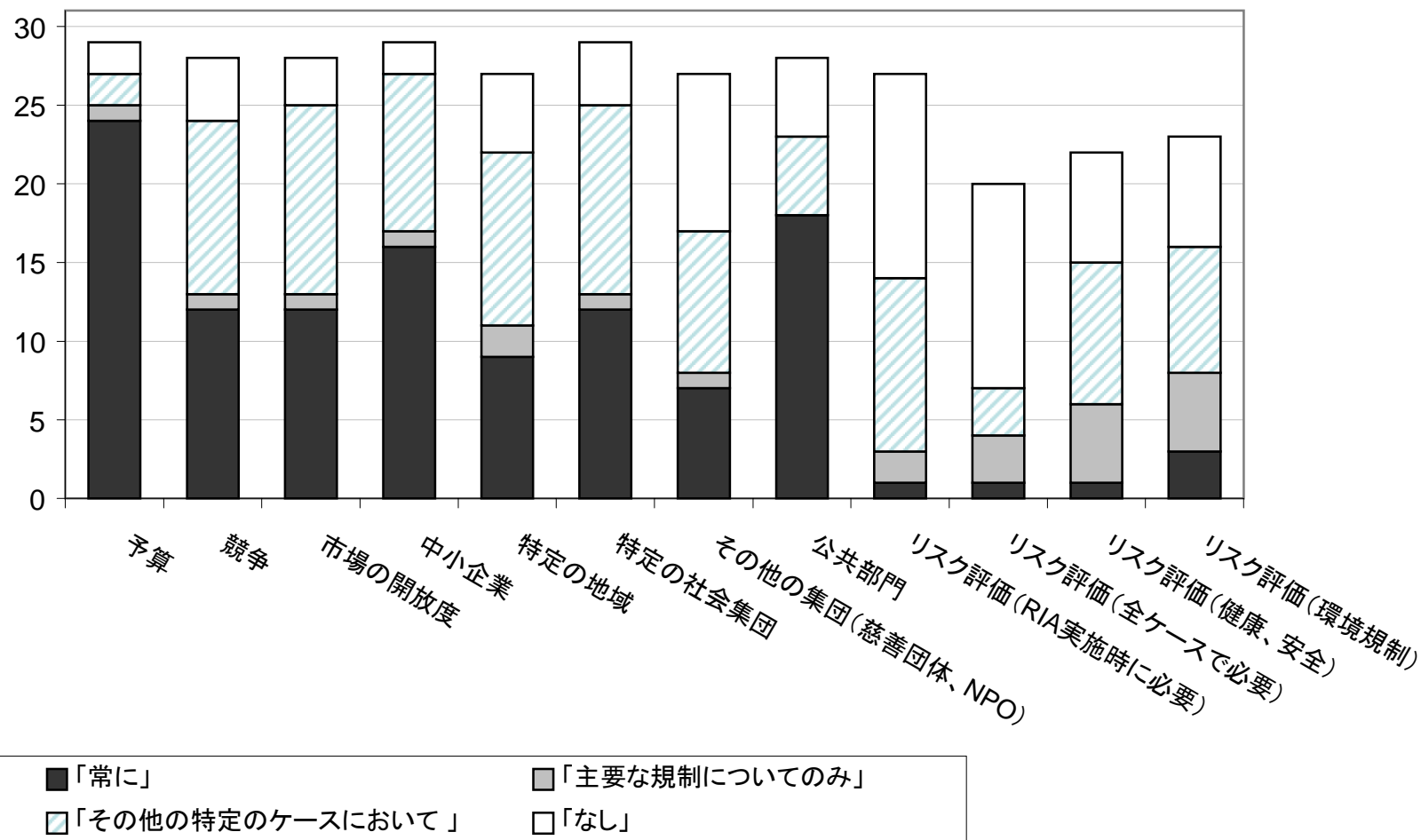
規制影響分析：RIAの実施が求められる場合 最近の動向 1998-2005



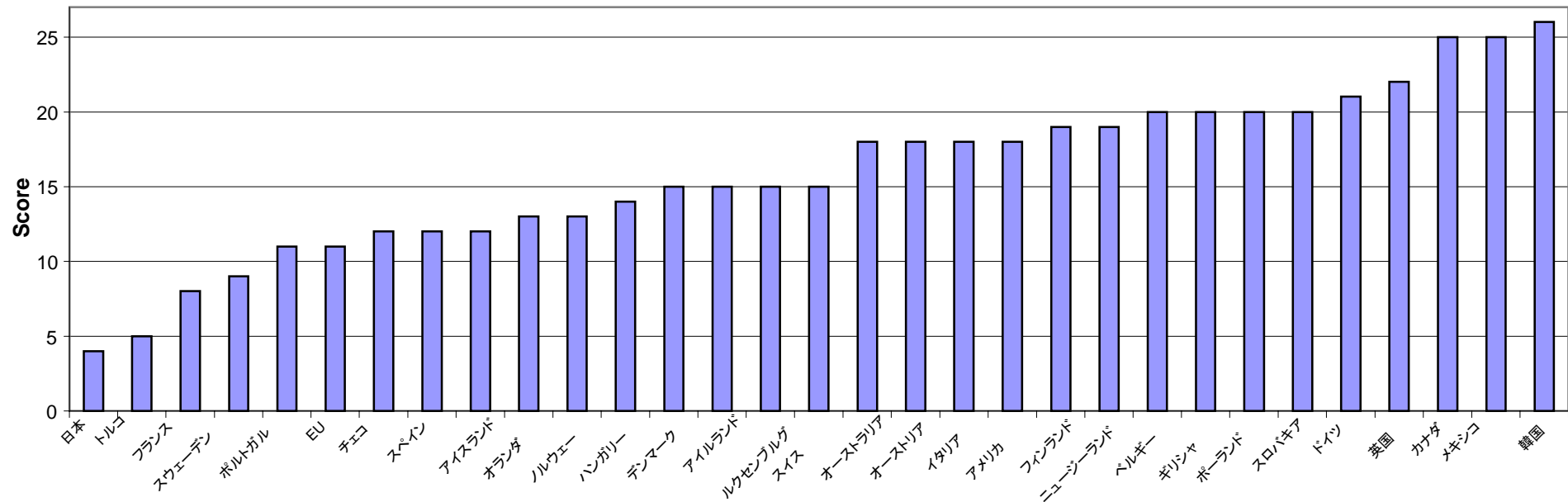
規制影響分析：政策の影響の分析が必要とされる項目 最近の動向 1998-2005



RIAにおいて影響計測が必要とされる具体的な項目



明確にされているRIAのプロセス(2005年)

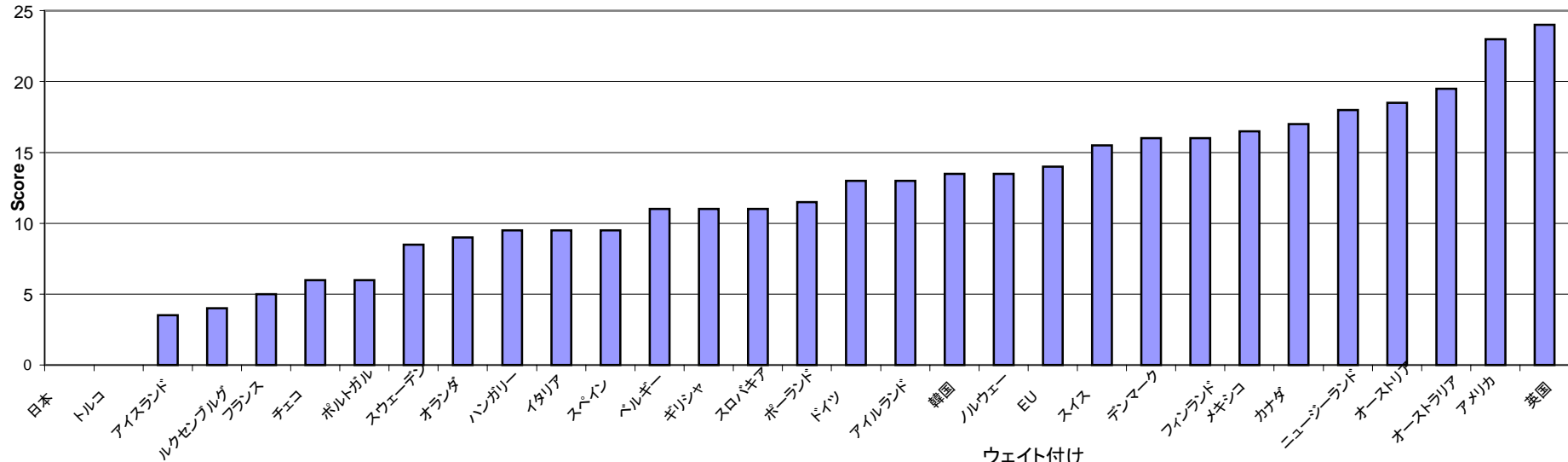


- a) 新規規制導入前に規制影響分析(RIA)が実施されているか?
- b) 規制所管府省以外の政府機関がRIAの質を審査しているか?
- c) (i) 新規規制の提案にRIAを適用するか否かの明確な閾値(threshold)があるか?
- d) (i) RIAが法律や法律と同様の強制力を持つ法令により正式に義務づけられているか?
- d) (ii) RIAは法律の草案に必要なか?
- d) (iii) RIAは下位法令の草案に必要なか?
- d) (iv) 規制実施者に新規規制がもたらす費用を明示することが義務づけられているか?
- 「はい」の場合は、費用の定量化が影響分析に含まれているか?
- d(v) 規制実施者に新規規制がもたらす便益を明示することが義務づけられているか?
- 「はい」の場合は、便益の定量化が影響分析に含まれているか?
- d(vi) RIAでは、新規規制による便益が費用を正当化することの説明が規制実施者に義務づけられているか?
- d(viii) RIAの文書をコンサルテーションのために公表することが義務づけられているか?
- h) 規制の想定された影響と実際の影響の比較考量が事後に行われているか?
- i) 当初の規制提案を改訂する場合、RIAの効果の評価が行われているか?

ウェイト付け

- a) 「いいえ」0 「実施される場合もある」1
「常に実施されている」2
- b) 「はい」3
- c) (i) 「はい」2
- d) (i) からd(iv) 「いいえ」0
「その他の特定のケースにおいて」1
「主要な規制についてのみ」1 「常に」2
- d(viii) 「いいえ」0
「その他の特定のケースにおいて」1
「主要な規制についてのみ」1 「常に」2
- h) 「はい」1
- i) 「はい」1

RIAプロセスの広がり(2005年)



d(ix) RIAに下記の項目への影響評価を含めるよう義務づけられているか：
 予算、競争、市場の開放度、中小企業、特定の地域、
 特定の社会集団、その他の集団(慈善団体、NPO)、公共部門

ウェイト付け

d(ix) 予算、競争、市場の開放度、中小企業、特定の地域、
 特定の社会集団、公共部門への影響評価
 「いいえ」0
 「その他の特定のケースにおいて」1
 「主要な規制についてののみ」1「常に」2
 d(ix) その他の集団(慈善団体、NPO)に関する影響評価：
 「いいえ」0
 「その他の特定のケースにおいて」0.5
 「主要な規制についてののみ」0.5「常に」1

e) RIA実施時にリスク評価が義務づけられているか？

すべての場合において、健康・安全に関する規制、環境規制
 「はい」の場合：リスク評価には定量的なモデルの設定が義務づけられているか？

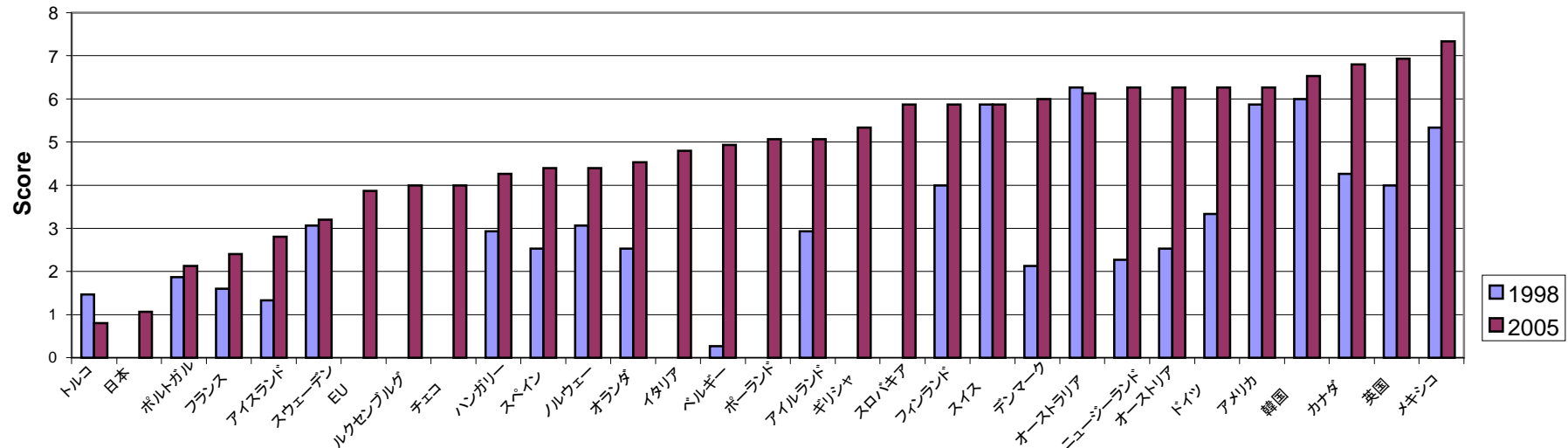
- f(i) 新規規制導入の際に、RIAで遵守と執行の問題を明確な形で検討するよう義務づけられているか？
- f(ii) 上記のRIAの必要要件の遵守レベルに関する報告書が準備されているか
- f(iii) これらの報告書は公表されているか

e) 「いいえ」0

「その他の特定のケースにおいて」0.5
 「主要な規制についてののみ」0.5「常に」1

- f(i) 「はい」1
- f(ii) 「いいえ」0、「特別な場合(ad hoc basis)」1「定期的に」2
- f(iii) 「はい」2

RIAの全体的なプロセス 1998-2005



新規規制導入前に規制影響分析(RIA)が実施されているか？
 規制所管府省以外の政府機関がRIAの質を審査しているか？
 RIAが法律や法律と同様の強制力を持つ法令により正式に義務づけられているか？
 RIAは法律の草案に必要なか？
 RIAは下位法令の草案に必要なか？
 規制実施者には新規規制がもたらす費用を明示するよう義務づけられているか？
 規制実施者には新規規制がもたらす便益を明示するよう義務づけられているか？
 RIAでは、新規規制による便益が費用を正当化することの説明が規制実施者に義務づけられているか？
 RIAの文書はコンサルテーションのために公表することが義務づけられているか？
 RIAに下記の項目への影響評価を含めるよう義務づけられているか：
 競争、市場の開放度、中小企業、特定の社会集団、(社会全体を通じた分配効果)
 RIAにはリスク評価が義務づけられているか？
 これらすべての報告書は公表されているか？

指標のスコアは合計が8になるよう標準化している

ウェイト付け
 「いいえ」0 「実施される場合もある」0.25 「常に実施されている」0.5 「はい」0.75

「いいえ」0、「その他の特定のケースにおいて」と「主要な規制についてののみ」0.25 「常に」0.5
 「いいえ」0、「その他の特定のケースにおいて」と「主要な規制についてののみ」0.25 「常に」0.5
 「いいえ」0、「その他の特定のケースにおいて」と「主要な規制についてののみ」0.25 「常に」0.5
 「いいえ」0、「その他の特定のケースにおいて」と「主要な規制についてののみ」0.25 「常に」0.5
 「いいえ」0、「その他の特定のケースにおいて」と「主要な規制についてののみ」0.25 「常に」0.5
 「いいえ」0、「その他の特定のケースにおいて」と「主要な規制についてののみ」0.25 「常に」0.5
 「いいえ」0、「その他の特定のケースにおいて」と「主要な規制についてののみ」0.25 「常に」0.5
 「いいえ」0、「その他の特定のケースにおいて」と「主要な規制についてののみ」0.25 「常に」0.5
 「いいえ」0、「その他の特定のケースにおいて」と「主要な規制についてののみ」0.25 「常に」0.5
 「いいえ」0、「その他の特定のケースにおいて」と「主要な規制についてののみ」0.25 「常に」0.5
 「いいえ」0、「その他の特定のケースにおいて」と「主要な規制についてののみ」0.25 「常に」0.5
 「いいえ」0、「その他の特定のケースにおいて」と「主要な規制についてののみ」0.25 「常に」0.5

「いいえ」0、「その他の特定のケースにおいて」と「主要な規制についてののみ」0.125 「常に」0.25
 「はい」0.5

PART III

RIAの実効性確保に向けて

RIAシステムがもたらす便益の可能性

- ・ 学習プロセスとしてのRIA
- ・ 分析プロセスとしてのRIA
- ・ コミュニケーションプロセスとしてのRIA
- ・ 説明責任と信頼醸成のプロセスとしてのRIA

RIAと質の高い規制

- ・ RIAと規制制定過程を結び付ける
- ・ RIAを独立したものと考えるべきではない
- ・ 「全政府的な」視点が必要である
- ・ RIAに必要な支援
 - 十分に検討された規制政策
 - 強力な規制所管機関
 - その他の補完的・支援的な規制のツール
 - 研修
 - 政治的リーダーシップ

RIAは規制改革のツールの1つである

- ・ 行政手続の簡素化
- ・ RIA
- ・ 既存の規制の見直し
- ・ 透明性とコミュニケーション
- ・ 規制に替わる代替手段
- ・ 遵守と執行
- ・ 行政の公正性と説明責任

課題

- 問題の多層性＝便益の提示
- 形式主義＝推進力、大臣の指導力
- 所管府省により差異が大きい＝モニタリングを行い、遵守状況を公表する、監視・監督のための手段を講ずる
- 多岐にわたる政策目標への対応＝競争と貿易への影響を含む
- 政策への影響が皆無＝段階的アプローチとターゲット設定
- 国会とのコミュニケーション＝RIAの評価

RIA: OECD諸国の優良事例

1. RIAへの政治的コミットメントの最大化

- 政府の最高レベルで承認
- 大臣の明確な説明責任による支援

2. RIAプログラムの個々の要素に係る責任を慎重に割り当てる

- 政策主体自身がRIAを実施すべきである
- 規制の質と調整を確実なものにするためのチェック

3. 一貫性と柔軟性を備えた分析手法を使用

- 費用便益分析
- 費用効果分析
- リスク分析
- 定性的な分析

4. データ収集戦略の策定と実施

- 利害関係者（コンサルテーション）
- 専門家（例 インタビュー）
- 調査
- パネルによる討議を通じたテスト
- モデル（経済、モデルプラント）

5. RIAの狙いを定める

- 法律による規制と下位法令による規制
- 規制の客体となる部門と政策領域
- RIAを実施する時期に関する基準
- 2段階アプローチ

6. RIAと政策策定過程の統合

- 可能な限り早期に開始
- RIAが正当化のための報告や内部の「官僚的形式主義」にならないようにする
- 規制に替わる代替手段の評価

7.国民の幅広い参画

- 民主主義／参加の側面
- データ収集の仕組み
- 遵守率の向上
- 実施の促進と円滑化

8.結果の伝達

- 透明性と説明責任の向上
- 規制遵守の向上
- 政府とRIAに対する信頼の向上

9. 規制実施者の研修

- RIAのスキルは規制実施者の伝統的なスキルと異なっているため重要
- 規制実施者に文化的な変化をもたらす手段となる
- 公共政策一般を改善・調整する仕組みとなる

10. RIAを新規規制だけでなく既存の規制にも適用

- 実績評価手段としてのRIA
- 定期的な分析とRIAプロセスに関するフィードバック